平成２２年（フ）第７１７号
奈良市北之庄西町１丁目７番地の５　ウェストアベニュー603号
債務者　林　　隆文
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２号
神奈川県小田原市府川528番地
債務者　押田　智子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６号
神奈川県南足柄市狩野1157番地２
債務者　矢後　貴広
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７号
神奈川県南足柄市狩野1157番地２
債務者　矢後　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０８５号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番30号シャルム井原ノ里Ｂ―101
債務者　増田　耕一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９５号
大阪府和泉市内田町４丁目２－９、住民票上の住所大阪府和泉市和気町３丁目１番３号
債務者　城戸あき子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０９号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31―502号
債務者　平　　広樹
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２６号
大阪府岸和田市土生町1354番地の36
債務者　熊川　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８号
大阪府岸和田市春木泉町１番10―406号
債務者　明石　照三
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
大阪府岸和田市田治米町571番地の16
債務者　川邊　沙季
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
大阪府岸和田市下池田町１丁目15番27号ＧＳ岸和田102号室、前住所大阪府岸和田市土生町838番地の２
債務者　木本　平明
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
大阪府和泉市幸３丁目６番49―404号
債務者　松本　武司
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
大阪府泉佐野市俵屋394番地Ａ―202
債務者　金子　陽平
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
大阪府岸和田市摩湯町1114番地サウスソレイユ103号
債務者　橋本　光正
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
大阪府貝塚市半田1022番地２棟709号、前住所大阪府貝塚市小瀬１丁目32番10―505号
債務者　川辺こと　甲斐テイ子（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
大阪府貝塚市半田1022番地２棟709号、前住所大阪府岸和田市尾生町６丁目１番30号カーサ・ブランカＤ―３
債務者　甲斐　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
大阪府岸和田市土生町1259番地の１フラワーハイツムラナカ202号
債務者　山西　和徳
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係